

社会福祉法人くさぶえ福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人くさぶえ福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいい、役員等とは役員及び評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

(1) 常勤理事については、業務に応じた報酬を支給し、その勤務形態に応じて賞与を支給することができるものとする。また、その通勤の実態に応じ通勤手当及び旅費を支払うものとする。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び旅費を支給することとし、賞与は支給しないこととする。

(常勤理事の報酬等の算定方法)

第4条 常勤理事への報酬等については、次の各号に定める区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額とし、理事会にて決定する。

(2) 賞与については、月額報酬に別表1に定める支給率を乗じた額とする。

(3) 通勤費については、給与規程第14条を準用する。

(4) 旅費については、旅費規程を準用する。

(非常勤役員等の報酬等)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。また、旅費については、旅費規程を準用する。

業務に従事した都度、現金にて報酬を支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規定の改廃については、評議員会の決議をもって行う。

付 則

この規程の施行に伴い、役員等報酬及び費用弁償規程(令和元年8月1日施行)は廃止する。

この規程は、令和5年6月13日から施行する。

別表 1 (常勤理事の報酬等)

報酬の額	月額200,000円から400,000円
賞与支給率	勤務形態に基づき、給与規程21条の規程による当該年度の支給割合に準ずる。ただし、月額の6か月分を越えない。

別表 2 (非常勤役員等への報酬等)

	内 容	日額
評議員	評議員会等会議への出席・法人業務に従事したとき	5,000円
理 事	理事会等会議への出席・法人業務に従事したとき	5,000円
監 事	理事・評議員会等会議への出席・法人業務に従事したとき	5,000円